

## 行動計画

社員が、仕事と子育てを両立でき、働きやすい環境を作ることによって、その能力を十分に発揮できるようにする。そのために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2019年4月1日 ～ 2022年3月31日までの 3年間

2. 内容

目標 : 労働基準法に基づく産前産後休業や育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、社会保険制度に基づく出産手当・出産一時金や社会保険料免除制度の周知

<対策>

- 2019年 4月～ 育児休業の手続き方法の標準化を会議で検討する
- 2019年10月～ 標準化された方法の運用を開始する